

## 【農業】葛尾村地域おこし協力隊募集要項

<p>活動内容</p>	<p><b>農業分野（おもに畜産業）の地域おこし協力隊を募集します。未経験者歓迎</b></p> <p>葛尾村は福島県双葉郡に位置し、日山（天王山）・五十人山・竜子山などの阿武隈山系の山々に囲まれた標高約450mの自然豊かな高原の村です。</p> <p>2011年3月に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力災害による全村避難により一時「誰もいない村」になりましたが、2016年6月から一部地域を除いて帰村が始まり、令和8年1月1日現在305人が村に戻り、171人の新たな転入者と共に四季の豊かな環境の中で暮らしています。</p> <p>農業分野では試験栽培等を経て営農再開が進んでいますが、高齢者の割合が高く、農業の担い手の確保が急務となっています。</p> <p>そこで、震災前から葛尾村で盛んに行われており、これからも村の農業の中心となる畜産に従事する地域おこし協力隊を募集します。</p> <p>本活動では、まず、どのような分野で活動したいかを畜産事業者のもとで活動して分野・研修先を決定し、その後就農に向けて研修を進めていただきます。</p> <p>活動内容は就農に必要な技術を習得してもらうことが中心となりますが、ほかに村のイベント、PR活動等にも従事していただきます。</p> <p>村は関係機関と連携して、協力隊の活動をサポートします。</p> <p>豊かな自然の中で農業（畜産）に従事しながら新規就農を目指す仲間を求めています。</p>
<p>募集対象</p>	<p>次の要件をすべて満たす方</p> <p>①農業に関心が高く、任期終了後葛尾村で就農する意欲のある方</p> <p>②都市地域<small>(※1)</small>若しくは一部条件不利地域<small>(※2)</small>（条件不利区域を除く）<small>(※3)</small>に居住する（住民登録がある）方、又はこれまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解職から1年以内である方で、採用後葛尾村に住民登録をし、生活の拠点を移すことが可能な方</p> <p>※1「都市地域」とは、次の（ア）から（キ）のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村以外の市町村とする。</p> <p>（ア）過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、 （イ）山村振興法、（ウ）離島振興法、（エ）半島振興法、（オ）奄美群島振興開発特別措置法、（カ）小笠原諸島振興開発特別措置法、（キ）沖縄振興特別措置法</p> <p>※2「都市地域」に該当しない市町村のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、（オ）から（キ）の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域</p>

	<p>又は半島振興対策実施地域に該当する市町村以外の市町村を「<b>一部条件不利地域</b>」とする。</p> <p>※3「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「<b>条件不利区域</b>」とする。</p> <p>※詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧ください。  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html</a></p> <p>③地域住民と積極的に協働できる方  ④普通自動車運転免許を有し、運転業務に支障がない方  ⑤心身とも健康で誠実に職務が遂行できる方  ⑥ワード、エクセル、パワーポイントの基本的な操作ができる方  ⑦ 次のいずれにも該当しない方</p> <p>ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（地方公務員法第16条第1号）  イ 葛尾村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者（地方公務員法第16条第2号）  ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者（地方公務員法第16条第3号）  エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（地方公務員法第16条第4号）  オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p>
募集人数	2名
勤務地	葛尾村内
勤務時間	原則：1日7時間45分 午前8時30分～午後5時15分(活動内容により変動あり) 週5日勤務 (土日祝日に勤務した場合、勤務日時の振替で調整)
雇用形態及び雇用期間	①葛尾村地域おこし協力隊として村長が委嘱します。 ②葛尾むらづくり公社で雇用され、就農するために必要な技術を身につけるため、村内農家等での農業研修を中心に活動します。 ③任用期間は委嘱の日から概ね1年以上、3年以下とする。
給与・賃金等	月額199,400～264,200円(経歴等に応じて設定)、賞与年2回
待遇	①住居は雇用先が用意し、家賃を負担します。 ②健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。 ③年次有給休暇、夏期休暇、特別休暇(有給・無休)があります。

及び 福利厚生	<p>④活動用車両借上料（燃料代、保険料含む）として月額 25,000 円を支給します。※隊員の自家用車を活動用車両として使用することも可。</p> <p>⑤パソコン等借上げ料として月額 2,500 円を支給します。</p> <p>⑥必要に応じて資格取得の試験や講習会等への参加費を負担します。</p>
募集期間 及び 勤務開始	<p>令和 8 年 3 月 2 3 日～</p> <p><b>※一定数の応募があった時点で選考会を行い、合否判定を行います。</b></p> <p><b>勤務開始：令和 8 年 4 月から随時</b></p>
応募方法	<p>別に定める応募用紙に必要事項を記載し住民票と一緒に提出してください。（郵便可）</p>
審査方法	<p>1 次選考 書類選考の上、結果を文書で通知します。</p> <p>2 次選考 1 次選考合格者に面接を行い、合否を文書で通知します。 （選考会にかかる交通費等は応募者の負担となります。）</p>
問合せ先 及び 郵送先	<p>葛尾村役場 地域振興課（担当者：柳沼）</p> <p>〒979-1602</p> <p>福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 1 6</p> <p>TEL:0240-29-2113 FAX:0240-29-2123</p>
備考	<p><b>【留意事項】</b></p> <p>本募集は、令和 8 年度当初予算要求に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、募集内容等の変更の可能性がありますのでご留意ください。</p>